

## 企画競争実施の公示

令和5年3月28日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 関 健太郎

次のとおり、提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名及び概要

令和5年度 吉野川流域地域情報整理

(吉野川に関する情報等を発信するための情報整理を行う業務)

#### (2) 業務内容

本業務は徳島河川国道事務所のウェブページ等を通じて、吉野川の魅力を発信するため、吉野川に関する地域情報を収集し、吉野川情報整理を行うものである。

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日～令和6年3月下旬を予定している。

### 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一)「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年3月31日付官報)に基づく再申請の手続きを行った者を含む。)であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。)でないこと。

(4) 本件に組合等(特別法に基づく協同組合又はこれに類する組織)として提案書を提出しようとする場合の構成員でないこと。

(5) 平成30年度以降に、企業としての当該役務と同種または類似の履行実績があることを証明した者であること。

1) 同種の履行実績とは、河川関係のパンフレット等広報資料作成業務とする。

2) 類似の履行実績とは、パンフレット等広報資料作成業務とする。

(6) 提案書の提出期限日から特定後に行う見積の時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 発注者から直接説明書を交付された者であること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒770-8554 徳島県徳島市上吉野町3丁目35

四国地方整備局 徳島河川国道事務所 経理課 契約係  
電話 088-654-9055 (経理課直通)  
FAX 088-654-9056 (経理課専用)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

令和5年3月28日から令和5年4月17日まで(休日を除く)  
8時30分から12時、13時から17時まで。

2) 交付場所

上記(1)に同じ。

3) 交付方法

交付を希望する者には、郵送(希望者の負担)又は、窓口で交付を行う。

1) 郵送の場合

予め上記(1)に申し出ること。

2) 窓口での交付

上記(1)に同じ。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限

令和5年4月17日17時00分

2) 提出場所

上記(1)に同じ。

3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(4) 提案書に対するヒアリングの有無

ヒアリングの有無  
無

4. その他

(1) 本手続で使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報の入手窓口

上記3.(1)に同じ。

(3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された提案書は、無断で二次的使用を行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 提案書の提出者は、提案書の作成にあたって、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならない。

(7) 資本関係又は人的関係のある複数の者が提案書を提出することは認めない。

(8) 企画競争の結果、提案書が特定された場合であっても、会計法令に基づく契約手続の完了までは国との間に契約関係が生じるものではない。

(9) 詳細は、説明書による。